

令和 4 年

市議会 1 2 月定例会議案参考資料

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第 1 条関係）
 （議案第 6 9 号、参考資料）

改正後（令和 4 年 4 月 1 日適用）	改正前
（期末手当） 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額 に、<u>6 月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合に おいては100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	（期末手当） 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に <u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるそ の者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和5年4月1日）	改正前（令和4年4月1日適用）
（期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に <u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその 者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	（期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額 に、<u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合に おいては100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第 1 条関係）
 （議案第 7 0 号、参考資料）

改正後（令和 4 年 4 月 1 日適用）	改正前
（期末手当） 第 5 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6 月に支給する場合には 100 分の 162.5、12 月に支給する場合には 100 分の 167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	（期末手当） 第 5 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和5年4月1日）	改正前（令和4年4月1日適用）
（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

（議案第71号、参考資料）

改正後（令和4年4月1日適用）	改正前
（勤勉手当） 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第1・別表第2 略	（勤勉手当） 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第1・別表第2 略

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和5年4月1日）	改正前（令和4年4月1日適用）
（初任給、昇給、昇格等の基準） 第6条 略 2 略 3 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前において市長が別に定める日以前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。 4 略 5 55歳（市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 6～8 略 <u>（定年前三任用短時間勤務職員の給料月額）</u> 第7条 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前三任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前三任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前三任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前三任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>	（初任給、昇給、昇格等の基準） 第6条 略 2 略 3 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前において市長が別に定める日以前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。 4 略 5 55歳（市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 6～8 略 <u>（再任用職員の給料月額）</u> 第7条 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u>

改正後（令和５年４月１日）	改正前（令和４年４月１日適用）
（時間外勤務手当） 第16条 略 ２ 時間外勤務手当の額は、前項の勤務１時間につき、第23条第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。 （１）・（２） 略 ３ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である<u>場合には</u>、100分の125）」とする。 ４ 前３項の規定にかかわらず、勤務時間条例第５条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第３条第２項又は第４条第１項により割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間（市長が規則	<u>２ 再任用職員で法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、<u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第２条第３項又は第４項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> （時間外勤務手当） 第16条 略 ２ 時間外勤務手当の額は、前項の勤務１時間につき、第23条第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。 （１）・（２） 略 ３ <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である<u>場合は</u>、100分の125）」とする。 ４ 前３項の規定にかかわらず、勤務時間条例第５条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第３条第２項又は第４条第１項により割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間（市長が規則

改正後（令和5年4月1日）	改正前（令和4年4月1日適用）
で定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>定年前三任用短時間勤務職員</u>が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。 5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 （1） 第1項の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175） （2） 略 6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 （1） 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）から第2項に規定する市長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時	で定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。 5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 （1） 第1項の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175） （2） 略 6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 （1） 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）から第2項に規定する市長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時

改正後（令和5年4月1日）	改正前（令和4年4月1日適用）
までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合 （2） 略 7 略 （期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この項から第3項まで</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項におい	での間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合 （2） 略 7 略 （期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、<u>その者</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）におい

改正後（令和5年4月1日）	改正前（令和4年4月1日適用）
て同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額	て受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105</u> を乗じて得た額の総額
（2）前項の職員のうち <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額	（2）前項の職員のうち <u>再任用職員</u> 当該 <u>再任用職員</u> の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50</u> を乗じて得た額の総額
3～5 略 （ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> についての適用除外）	3～5 略 （ <u>再任用職員</u> についての適用除外）
第24条の2 <u>第6条、第11条から第13条まで及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u> （非常勤職員の給与）	第24条の2 <u>第11条から第13条まで及び第14条の規定は、再任用職員には適用しない。</u> （非常勤職員の給与）
第25条 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> を除く。）の給与は、別に条例で定める。	第25条 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員（ <u>再任用短時間勤務職員</u> を除く。）の給与は、別に条例で定める。
附 則 1～7 略 （ <u>60歳超職員の給料月額の特例</u> ）	附 則 1～7 略
8 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年知立市条例第 号）第1条の規定による改正前の知立市職員の定年等に関する条例（昭和59年知立市条例第30号）第3条ただし書に規定する職員は、63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u>	
9 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u>	

改正後（令和５年４月１日）	改正前（令和４年４月１日適用）
<u>（１） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u> <u>（２） 知立市職員の定年等に関する条例第９条第１項又は第２項の規定により法第28条の２第１項に規定する異動期間（同条例第９条第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第６条に規定する職を占める職員</u> <u>（３） 知立市職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u> <u>10 法第28条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第８項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第８項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u> <u>11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第５条第３項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第５条第３項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u> <u>12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第８項の規</u>	

改正後（令和5年4月1日）										改正前（令和4年4月1日適用）									
定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。																			
13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。																			
14 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。																			
別表第1（第4条関係）										別表第1（第4条関係）									
行政職給料表（一）										行政職給料表（一）									
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給		(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	号給		(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
定	略									再	略								
年										任									
前										用									
再										以									
任										外									
用										の									
短										職									
時										員									

改正後（令和5年4月1日）									改正前（令和4年4月1日適用）										
間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員									再 任 用 職 員										
		<u>基準 給料 月額 (円)</u>	<u>基準 給料 月額 (円)</u>	<u>基準 給料 月額 (円)</u>	<u>基準 給料 月額 (円)</u>	<u>基準 給料 月額 (円)</u>	<u>基準 給料 月額 (円)</u>	<u>基準 給料 月額 (円)</u>											
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900			187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
備考 略									備考 略										
別表第2（第4条関係）									別表第2（第4条関係）										
行政職給料表（二）									行政職給料表（二）										
職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級			職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級				
		給料月	給料月	給料月	給料月	給料月					給料月	給料月	給料月	給料月	給料月				

改正後（令和５年４月１日）							改正前（令和４年４月１日適用）						
	号給	額 （円）	額 （円）	額 （円）	額 （円）	額 （円）		号給	額 （円）	額 （円）	額 （円）	額 （円）	額 （円）
<u>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</u>	略						<u>再任用以外の職員</u>	略					
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		<u>基準給料月額</u> （円）	<u>基準給料月額</u> （円）	<u>基準給料月額</u> （円）	<u>基準給料月額</u> （円）	<u>基準給料月額</u> （円）	<u>再任用職員</u>		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700
備考 略							備考 略						
別表第３（第５条関係） 等級別基準職務表							別表第３（第５条関係） 等級別基準職務表						
１ 行政職給料表（一）等級別基準職務表							１ 行政職給料表（一）等級別基準職務表						
職務の級	基準となる職務						職務の級	基準となる職務					
略							略						
５級	<u>困難な業務を行う係長（主任保育士を含む。）又は担当係長の職務</u>						５級	<u>１ 課長補佐（園長及び指導保育士を含む。）の職務</u> <u>２ 困難な業務を行う係長（主任保育士を含む。）又は担当係長の職務</u>					
６級	<u>１ 主幹の職務</u> <u>２ 課長補佐（園長及び指導保育士を含む。）の職務</u>						６級	<u>１ 課長（課長級の事務局長、会計管理者及び主幹を含む。）の職務</u> <u>２ 困難な業務を行う課長補佐（園長及び指導保育士を含む。）の職務</u>					
７級	<u>１ 課長（課長級の事務局長及び会計管理者を含む。）の職務</u> <u>２ 困難な業務を行う主幹の職務</u>						７級	<u>１ 部長（局長及び部長級の事務局長を含む。）又は次長の職務</u> <u>２ 困難な業務を行う課長（課長級の事務局長、会計管理</u>					

改正後（令和５年４月１日）		改正前（令和４年４月１日適用）	
			<u>者及び主幹を含む。）の職務</u>
８級	<u>部長（局長及び部長級の事務局長を含む。）又は次長の職務</u>	８級	<u>困難な業務を行う部長（局長及び部長級の事務局長を含む。）又は次長の職務</u>
２ 行政職給料表（二）等級別基準職務表 表 略		２ 行政職給料表（二）等級別基準職務表 表 略	

※別表第１及び別表第２の改正については、実質的な改正箇所にものみ下線を引いています。

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月 例 給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円（0.23%）

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分^(注)103円〕^(注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月 例 給〉

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

（平均改定率：全体 0.3%〔1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし〕）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月（支給済み）	1.20月（改定なし）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	1.05月（現行0.95月）
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月 例 給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

知立市職員の定年等に関する条例の一部改正案新旧対照表（第1条関係）

（議案第72号、参考資料）

改正後	改正前
目次 <u>第1章 総則（第1条）</u> <u>第2章 定年制度（第2条―第5条）</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u> <u>第5章 雑則（第14条）</u> 附則 <u>第1章 総則</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し、必要な事項を定めるものとする。</u> <u>第2章 定年制度</u> （定年） 第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 （定年による退職の特例） 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し、必要な事項を定めるものとする。</u> （定年） 第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、用務員、調理員及び作業員の定年は、年齢63年とする。</u> （定年による退職の特例） 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u>

改正後	改正前
<u>6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合</u>には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が消滅したと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当</u>	(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u> (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u> (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u> 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合</u>には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u>

改正後	改正前
<u>該期限を繰り上げるものとする。</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u> <u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、知立市職員の給与に関する条例(昭和45年知立市条例第38号)第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年知立市条例第88号)第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢)</u> <u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u> <u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u> <u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u> <u>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u> <u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u> <u>(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等をする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での</u>	

改正後	改正前
<u>状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u> <u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u> <u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない</u>	

改正後	改正前
<u>期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> <u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u> <u>第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u> <u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u> <u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日が到来する前に当該異動期間の延長の事由が消滅したと認めるときは、他の職への降任等をするものとする。</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u> <u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u> <u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u> <u>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、衣浦東部広域連合の年齢</u>	

改正後	改正前												
<u>60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u> <u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u> <u>第5章 雑則</u> (委任) <u>第14条 略</u> 附 則 (施行期日) <u>1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。</u> (定年に関する経過措置) <u>2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table border="1"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td><td>61年</td></tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td><td>62年</td></tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td><td>63年</td></tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td>64年</td></tr> </table> <u>3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年知立市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。)</u> <u>第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table border="1"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和11年3月31日まで</td><td>63年</td></tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td>64年</td></tr> </table> <u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	(委任) <u>第6条 略</u> 附 則 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年												
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年												
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年												
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年												
令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年												
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年												

改正後	改正前
<u>4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする」とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u>	

知立市職員定数条例の一部改正案新旧対照表（第 2 条関係）

改正後	改正前
（職員の定数） 第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 （１） 市長の事務部局の職員（福祉事務所の職員31人を含む。） <u>460人</u> （２）～（９） 略	（職員の定数） 第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 （１） 市長の事務部局の職員（福祉事務所の職員31人を含む。） <u>430人</u> （２）～（９） 略

知立市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正案新旧対照表（第 3 条関係）

改正後	改正前
（減給の効果） 第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額（知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年知立市条例第27号）第 2 条第 1 項に規定する報酬に限る。））の10分の 1 以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>	（減給の効果） 第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、<u>給料</u>及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額（知立市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年知立市条例第27号）第 2 条第 1 項に規定する報酬に限る。））の10分の 1 以下を減ずるものとする。

知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正案新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
（給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 略 （<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>についての適用除外） 第21条 第5条及び第8条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。 2 略	（給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 略 （<u>再任用職員等</u>についての適用除外） 第21条 第5条及び第8条の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。 2 略

知立市職員の育児休業等に関する条例の一部改正案新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前															
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） 略 <u>（3） 知立市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>（4） 略</u> （育児短時間勤務をすることができない職員） 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） 略 <u>（3） 知立市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> （育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例） 第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） 略 <u>（3） 略</u> （育児短時間勤務をすることができない職員） 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）・（2） 略 （育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例） 第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。															
<table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>第6条第2項及び第4項</td><td>決定する</td><td>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</td></tr></table>	略			第6条第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	<table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>第6条第2項及び第4項</td><td>決定する</td><td>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</td></tr><tr><td>第7条第</td><td>とする</td><td>に、算出率を乗じて得た額とする</td></tr></table>	略			第6条第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	第7条第	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
略																
第6条第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする														
略																
第6条第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする														
第7条第	とする	に、算出率を乗じて得た額とする														

改正後		
第16条第3項及び第4項ただし書	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
略		
(短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
略		
第16条第3項及び第4項ただし書並びに第25条	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）
第24条の2	略	短時間勤務職員
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		
(部分休業を請求することができない職員)		
第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。		
(1) 略		

改正前		
<u>1項</u>		
第16条第3項及び第4項ただし書	<u>再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
略		
(短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
略		
第16条第3項及び第4項ただし書並びに第25条	<u>再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）
第24条の2	略	短時間勤務職員
	<u>再任用職員</u>	
(部分休業を請求することができない職員)		
第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。		
(1) 略		

改正後	改正前
(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） ア・イ 略 （部分休業の承認） 第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年知立市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 略 附 則 1・2 略 （給与条例附則第8項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え） 3 <u>育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第8項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合においては、知立市職員の育児休業等に関する条例（平成4年知立市条例第2号）第16条の規定は、適用しない」とする。</u>	(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） ア・イ 略 （部分休業の承認） 第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年知立市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 略 附 則 1・2 略

知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正案新旧対照表（第6条関係）

改正後	改正前
（1週間の勤務時間） 第2条 略 2 略 3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4・5 略 （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前提任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>（以下「<u>定年前提任用短時間勤務職員等</u>」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき規則で定める勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前提任用短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第4条 略	（1週間の勤務時間） 第2条 略 2 略 3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4・5 略 （週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき規則で定める勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第4条 略

改正後	改正前
2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数） （2）・（3） 略 2・3 略 （非常勤職員の勤務時間、休暇等） 第19条 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。	2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数） （2）・（3） 略 2・3 略 （非常勤職員の勤務時間、休暇等） 第19条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。

知立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正案新旧対照表（第7条関係）

改正後	改正前
（職員の派遣） 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 （2） 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。） （3）・（4） 略 （5） <u>知立市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> （6） 略	（職員の派遣） 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。</u>） （2） 非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員</u>を除く。） （3）・（4） 略 （5） 略

知立市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正案新旧対照表（第8条関係）

改正後	改正前
（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11） 略	（報告事項） 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11） 略

知立市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正案新旧対照表（第9条関係）

改正後			改正前		
(定義) 第2条 略 2 この条例において「短時間勤務職員」とは、地方公務員法 <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。 (任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第8条 第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員についての給与条例（知立市職員の給与に関する条例（昭和45年知立市条例第38号）をいう。以下同じ。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(定義) 第2条 略 2 この条例において「短時間勤務職員」とは、地方公務員法 <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。 (任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第8条 第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員についての給与条例（知立市職員の給与に関する条例（昭和45年知立市条例第38号）をいう。以下同じ。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
略			略		
第16条第3項	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	知立市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成23年知立市条例第26号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）	第16条第3項	<u>再任用短時間勤務職員</u>	知立市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成23年知立市条例第26号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第16条第4項ただし書及び第25条	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	任期付短時間勤務職員	第16条第4項ただし書及び第25条	<u>再任用短時間勤務職員</u>	任期付短時間勤務職員
第24条の2	略		第24条の2	略	
	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	任期付短時間勤務職員		<u>再任用職員</u>	任期付短時間勤務職員

知立市職員の降給に関する条例の一部改正案新旧対照表（第10条関係）

改正後	改正前
（降給の種類） 第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに<u>地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</u> （降格の事由） 第3条 任命権者は、職員が<u>降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。</u>この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。 （1）・（2） 略 附 則 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 2 <u>知立市職員の給与に関する条例附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに知立市職員の給与に関する条例附則第8項の規定による降給とする」とする。</u> 3 <u>第5条の規定は、知立市職員の給与に関する条例附則第8項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u>	（降給の種類） 第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。 （降格の事由） 第3条 任命権者は、職員が<u>降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。</u>この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。 （1）・（2） 略 附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

知立市職員の定年延長制度の概要

1 改正の趣旨

令和3年6月に、「国家公務員法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第61号)が公布(令和5年4月1日施行)されました。これにより、国家公務員の定年は令和5年度から2年に1歳ずつ定年を引き上げられ、令和13年度に65歳となります。

地方公務員の定年は国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされ、また、定年の延長に係る諸制度に関しては地方公務員法の改正が行われたため、各地方公共団体においては、職員の定年等に関する条例を一部改正することにより、国家公務員と同様の定年延長制度が導入されることとなります。

職員の定年の延長は、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承し、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図ることをその趣旨として行うものです。

2 「地方公務員法の一部を改正する法律」(令和3年法律第63号)の一部改正により定められた新たな人事制度

①職員の定年年齢の引上げ

令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、令和13年度に65歳定年とするもの

②役職定年制(管理監督職勤務上限年齢による降任等)の導入

60歳到達時に管理監督職(部長・課長・課長補佐級)であるものについて、非管理監督職(担当係長)への降任又は降給を伴う転任をさせる役職定年制を導入するもの

③60歳から定年年齢までの間の給料月額の引下げ

職員の給料月額を、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準とするもの

④定年前再任用短時間勤務職の採用

60歳に達した日以後、定年年齢前に退職した職員が短時間勤務の職で再任用を選択することができる制度を導入するもの

⑤定年年齢の引上げに伴う退職事由及び退職手当の算定の特例

60歳到達後から定年年齢までの間に退職した場合について、退職手当の

基本額は退職事由を定年退職として算定するもの。また、退職手当の金額を保証するため、60歳到達前の給料月額により退職手当を算定するピーク時特例を適用するもの

⑥ 事前情報提供・勤務意思確認制度の導入

職員が60歳に達する日の属する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与及び退職手当に関する情報を職員本人に提供し、勤務意思の確認をするもの

⑦ 再任用制度の廃止と暫定再任用の特例措置

定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、従前の再任用制度と同様の仕組みを措置するもの

3 段階的な引上げ期間中の定年年齢

生年月日	60歳 定年の職	63歳 定年の職	退職年度
S 3 7 . 4 . 2 ～ S 3 8 . 4 . 1 生まれ	60歳	63歳	令和4年度
S 3 8 . 4 . 2 ～ S 3 9 . 4 . 1 生まれ	61歳		令和6年度
S 3 9 . 4 . 2 ～ S 4 0 . 4 . 1 生まれ	62歳		令和8年度
S 4 0 . 4 . 2 ～ S 4 1 . 4 . 1 生まれ	63歳		令和10年度
S 4 1 . 4 . 2 ～ S 4 2 . 4 . 1 生まれ	64歳	64歳	令和12年度
S 4 2 . 4 . 2 ～ S 4 3 . 4 . 1 生まれ	65歳	65歳	令和14年度

